

○スチューデントサポートセンター規程

〔 令和 3 年 3 月 1 8 日
法人規程第 8 号 〕

スチューデントサポートセンター規程

(趣旨)

第 1 条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成 1 6 年法人規則第 1 号）第 3 5 条第 1 項に規定する特別な組織として設置するスチューデントサポートセンター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、学生部と協働し、学生に対する修学及び生活に係る支援及び指導助言を通じて学生の自立性の向上を図るとともに、学生の国際交流に係る支援の窓口を一元化することによりサービスの向上に資することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の修学及び生活上の支援、指導助言及び相談に関すること。
- (2) 外国人留学生等の受入れ及び学生の海外派遣に係る支援に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(センター長)

第 4 条 センターに、センターの業務を統括させるため、センター長を置く。

- 2 センター長は、大学教員のうちから、学長が任命する。
- 3 センター長の任期は、2 年とする。ただし、任期の終期は、センター長となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長は、再任されることができる。

(センターに置く室)

第 5 条 センターに、次に掲げる室を置く。

- (1) 学生生活支援室
 - (2) 学生相談室
 - (3) 国際交流支援室
- 2 学生生活支援室は、効果的な修学及び学生生活の支援に関し総括するとともに、当該支援に係る企画立案を行う。
 - 3 学生相談室は、学生の修学、対人関係その他生活上の諸問題及び進路指導における適性に関する相談に係る業務を行う。
 - 4 国際交流支援室は、外国人留学生等の受入れ及び学生の海外派遣に係る支援を行う。
 - 5 第 1 項の室に、それぞれ室長を置く。
 - 6 室長は、大学教員のうちからセンター長が選考し、学長が任命する。

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの管理運営に関する事項を審議するため、センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(組織)

第7条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長
 - (2) 第5条第1項に規定する室の室長
 - (3) グローバル・コモنزの長
 - (4) センターに勤務する大学教員のうちからセンター長が指名する者 若干人
 - (5) グローバル・コモنزに所属する大学教員のうちから、グローバル・コモنزの長の意見を聴いてセンター長が指名する者 若干人
 - (6) 学生部長
 - (7) 学生部の課長
 - (8) グローバル・コモنزの担当課長
 - (9) その他職員のうちから学長が指名する者 若干人
- 2 前項に規定する委員のほか、学長が委嘱する学識経験者若干人を委員に加えることができる。
- 3 運営委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を主宰する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

- 第8条 前条第1項第4号、第5号及び第9号並びに同条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(議事)

- 第9条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務)

第10条 センターの事務は、学生部学生生活課が部内の各課との連携協力を図りながら遂行する。

(雑則)

第11条 この法人規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、令和3年4月1日から施行する。